

## EECにおける農業問題（一）

小林, 晃

<https://doi.org/10.15017/4403366>

---

出版情報：経済学研究. 30 (4), pp.49-86, 1964-10-25. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# EECにおける農業問題 (一)

小林 晃

## 目次

### はじめに

- 一、共通農業政策の概要
- 二、共同農業市場成立の経済的背景
- 三、EECと世界農産物市場

## はじめに

第二次大戦後、ほぼ一九五五年にはじまるいわゆる「高度成長」期以降において、日本農業がかつてない大きな変貌をとげつつあることはすでに周知のとおりである。とりわけ、そのような変化は、資本主義における農業問題のいわば集約点をなす農民層階級分解の形態変化といわれる事実の中に集中的に示されているといつてよい。

農業人口の非農業部門への急速な流出、兼業化の急激な進行、徐々ではあるが総農家戸数が減少傾向を示しはじめる中で、ほぼ一・五町を境にして、それより上層において農家戸数が増加し、下層においては減少している。一見したところ、一・五町を境にして両極分解が進行しているかにみえる。しかし少し立ち入ってみると、下層農民のプロレタリ

ア化が離村ならびに兼業化という形で急テンポに進行しているのにたいして、上層への規模拡大は家族労作経営の最高限をなすとみられるほぼ三町の線で限界が画されているのであり、その意味では自由主義段階にみられるような本来的な両極分解——一方における資本主義的経営の発展と、他方におけるプロレタリア化の進行という形ではない。

(註) 1、その点たとえば、農林省農地局業務統計によって三八年における全都府県の農地売買の動向を経営規模別にみると、二・五町までの農家では購入面積が売却面積を上回っているが、それ以上では逆に売却面積の方が購入面積を上回っているという事実からもある程度うかがわれよう。

それにしても三十年以降、顕著に現われてきたこのような傾向は、独占資本主義の古典的段階に一般にみられる「中農(ないし小農)標準化」という分解形態とは明らかに異った様相を示しつつあるといわなければならないのである。さらに注目されることは、このような変化は必ずしも日本農業に特殊的に現われたものではないということである。戦後国家独占資本主義体制の下で依然として小農経営を広汎に擁している西ヨーロッパ—EEC諸国の農業においても、戦後の「高度成長」の中で共通の諸現象が現われているからである。なかでも西ドイツ農業がそうである。(3)

(註) 2 農林漁業基本問題調査事務局「西ヨーロッパ諸国における農業基本問題と基本対策」一九六一年、参照。

(註) 3、同右、「1」西ドイツ、およびG.Behrendt, *The Agrarian Problem in the Federal Republic of Germany*: in "The German Economic Review" Vol. 2, No.2, 1964, p. 111~117. H. J. Seraphim und P. H. Burtberg, *Strukturwandlungen in der Landwirtschaft der Bundesrepublik Deutschland*: in "Wandlung der Wirtschaftsstruktur der BRD", Schriften des Vereins für Sozialpolitik, N.F. Band 26, 1962, S. 397~438.

このような分解形態の変化に象徴される戦後独占体制下の小農業の発展における変化は、一体何に由来するのであるか、そしてまたそれは、いかなる性格と意味をもつものであろうか。まず前者についていえば、それは直接的には戦

後の急速な経済成長によってもたらされたものであることに異論はないであろう。しかし、いうまでもなく「高度成長」とは、単に経済成長率の高低という量的な問題でなく、戦後国家独占資本主義体制の強化・発展の過程であり、政策である。したがって、三十年以降の農業における諸変化も、つまるところ国家独占資本主義体制の発展が、農業におよぼした作用の結果だとみなければならぬであろう。

それでは、そのような変化は、国家独占資本主義段階に固有な傾向を示すものといっているのかどうか<sup>(4)</sup>。さらに、その変化の直接的原因である「高度成長」自体は国家独占資本主義段階の資本蓄積の特質からみてどう評価すべきなのか。また、そもそも国家独占資本主義の本質は何か、そしてそれは農業（小農経営）に、いかなるルートを通して、いかなる作用を及ぼすのであろうか。

(註) 4、分解形態の変化を国家独占資本主義との関連で説明しようと試みているものに、大内力「日本経済論」(五九五頁)、佐伯尚美「現代日本農業問題の解明」(二五九頁)等がある。しかし、いずれもいまだ問題提起の段階にとどまっている。

また後者についていえば、これまで独占段階における農民層分解の一般的な分解形態とみなされてきた「中農標準(肥大)化」傾向と戦後におけるその変化は理論的にいかに関連し、またいかに説明されるべきものであろうか。戦後農業の変化が理論的に解明を要請しているところの諸問題は、結局以上のような点に帰着するといえるであろう。

これからEECの農業問題として包含される諸問題を西ドイツ農業を中心に分析していこうとするのも、右のような問題意識と視角からである。しかし、こゝでは、そこまで立ち入った分析はできないので、それは後の課題としよう。この稿では、EECにおける農業問題分析の前提として、EEC共同農業市場成立をめぐる諸問題をさしあたり次の三

点について、極めて概括的に分析・整理しておきたい。

その第一は、一九六二年一月一四日、加盟六ヶ国の合意により成立したE E C共通農業政策の内容である。いうまでもなく、これは今後のE E Cにおける農政の基調と方向を示すものである。第二は、共同農業市場を成立せしめたところの、したがってまたE E C共通農政の大綱を規制したところの経済的背景である。これはE E Cそれ自体の成立の背景との関連で明らかにしなければ不十分であろう。<sup>(5)</sup>しかしここでは、もっぱら戦後における農業の動向の面からみるとどめる。また事実、西ヨーロッパでは、すでに五十年代当初において農業部門独自の共同市場を創設しようとする動きがみられるのであり、したがって農業部門自体の中に市場の共同化を要求する背景が成熟しつつあったとみてよいと思われるからである。

(註) 5、とくにその場合、E E Cが新しい形態の帝国主義ブロックであるという観点から、E E Cの設立に際して、農業がいかなる役割を演じ、またその中でいかなる意義をもったか、という点を明らかにする必要がある。

そして最後に第三は、共同農業市場の設立と共通農政の実施が、域外農業にいかなる影響を与えるかという点である。それはE E C農業の世界農産物市場における地位と今後の動向に関連する問題でもある。

### 一、共通農業政策の概要<sup>(1)</sup>

E E C共通農業政策の特徴は、一口にいえば、域内においては関税および輸入数量制限の徹廃による各国農業保護壁の除去(域内自由化)、域外にたいしては課徴金制を主要手段とする強力な域内農業保護主義の堅持という点にある。それは価格・市場(域内外)政策、構造政策、社会政策(生活・労働条件の改善、離農促進策等)等、広汎にわたって

いるが、要点を整理すればおおよそ次のとおりである。

(註) 1、EEC, Fifth General Report-1962, p. 140~166.

および大蔵省EEC研究会編「EECの全貌」一九六二年、日本国際問題研究所「EECの発展と展望」一九六三年、等参照。

(1) 市場統制機関の設置—各国市場組織の統合 農業保護政策は一般に資本主義の独占段階に固有な政策であるが、その重要な柱をなすものが、国家権力の市場介入による農産物価格統制(ないし支持)と輸出入の管理規制を含めた全体としての農産物需給の調整であることはいうまでもない。EEC加盟各国においても、国により、また農産物の種類により若干の相違はあるが、いずれも右のような機能を果たすべく種々の農産物統制・管理のための国家機関がすでに組織されている。たとえば、フランスおよび西ドイツの穀物についてみれば、前者では穀物関係調整局 (Office National Interprofessionnel des Céréales-ONIC) が、後者では穀物・飼料等輸入貯蔵公社 (Einfuhr- und Vorratsstellen-EVSt.) が存在している。

共同市場の成立によって域内流通は原則的に自由化されるとしても、本質的にはあくまで管理された市場である。そしてまた従来各国がとってきた管理の程度と内容は、各国の農業構造・市場構造等の差違によって異っている。そこで共通農政は、単一市場形成の前提として、このような加盟各国に存在する種々の市場統制・管理機関をEEC段階において統合しようとするのである。これにより主要産品ごとにヨーロッパ市場統制機関(たとえばヨーロッパ穀物局—European Grain Office)が設置されることになる。

共通農政は、その対象産品を三つのグループに分けており、それにより管理・統制の程度は異なる。第一グループの

穀物（小麦・飼料用穀物）、砂糖、酪農製品については、もっとも強い市場統制が実施され、第二グループの肉類、卵については統制はややゆるく、また第三グループの野菜、果実、ぶどう酒については、ほとんど統制を行わず、原則として自由競争である。

以上のようなヨーロッパ農産物市場統制機関によって推進される最も重要な政策が域内価格政策と輸入課徴金政策である。

(2) 価格政策 価格政策の当面の主要課題は、加盟各国によってそれぞれ異なった水準にある農産物価格（生産性の高低という要因がその基底にはあるが、現在ではむしろそれ以上に価格支持政策の強弱の度合が大きく作用していると思われる）をいかなる水準に、いかなる方式で統一するか（単一価格の実現）という問題である。さらには、域内単一価格への接近を実現していくなかで、構造改善・生産性向上によって農産物統一価格の引下げをはかることである。

その中心をなすものは穀物価格である。第1表が示すように、E E C諸国の農業生産に占める穀物の比重は、わが国などに比べて非常に低いが、全体としての農産物の価格水準にあたえる影響という点からすれば、やはりもっとも重要である。E E C諸国では、総農業生産価額の六〇〜七〇％を動物性産品が占めている。だが、その場合、穀物は飼料としてコストの重要な要素をなし、穀物価格の水準如何は、これら動物性産品の価格水準を大きく規制する。それゆえに、穀物の比重が相対的に低いとはいえ、共通農政の価格政策においても、依然として中心的地位を占めるのである。

現在、E E C諸国の農産物価格には、いずれの産品についてもかなり大きな格差がみられるが、その中でももっとも大きな格差があるのが穀物価格である（第2表参照）。それが単一価格実現にとって障害となるであろうことは明らかである。一般的にいつて、フランスがもっとも低く、西ドイツがもっとも高い。そこで域内単一価格を実施しようとする

第1表 EEC各国の農業生産額構成(%)

|        | 西ドイツ  | フランス  | イタリア  | ベルギー  | ルクセンブルグ             | オランダ  | 日本                  |      |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------------------|-------|---------------------|------|
| 穀類     | 9.4   | 10.7  | 21.0  | 8.7   | 11.6                | 4.4   | 49.6                |      |
| (うち小麦) | 4.4   | 8.7   | 17.0  | 6.9   | 10.5                | 1.8   | 43.8 <sup>(1)</sup> |      |
| 甜菜     | 3.5   | 1.9   | 1.7   | 3.7   | —                   | 2.7   |                     |      |
| 果実     | 3.6   | 12.4  | 8.5   | 4.5   | —                   | 4.0   |                     |      |
| 野菜     | 2.9   |       | 11.5  | —     | 7.0                 |       |                     |      |
| ぶどう酒   | 1.4   | 9.1   | 9.4   | —     | 0.9                 | —     |                     |      |
| ばれいしよ  | 5.1   | 2.3   | 2.2   | 3.6   | 3.3                 | 4.8   |                     |      |
| その他    | 2.2   | 2.4   | 10.0  | 5.2   | —                   | 9.1   |                     |      |
| 作物計    | 28.1  | 38.6  | 65.1  | 37.2  | 22.6 <sup>(2)</sup> | 32.1  |                     | 79.4 |
| 牛      | 14.7  | 15.1  | 8.7   | 15.7  | 16.0                | 12.7  |                     |      |
| 豚      | 23.4  | 11.9  | 5.1   | 12.3  | 22.8                | 14.9  |                     |      |
| 家禽     | 1.3   | 6.2   | —     | 1.8   | —                   | 2.3   |                     |      |
| 卵      | 5.9   | 4.4   | 5.3   | 9.3   | 5.9                 | 10.9  |                     |      |
| 牛乳・乳製品 | 26.3  | 20.9  | 11.0  | 21.0  | 32.8                | 20.0  |                     |      |
| その他    | 0.3   | 2.9   | 4.8   | 0.1   | —                   | 1.0   |                     |      |
| 畜産計    | 71.9  | 61.4  | 34.9  | 62.8  | 77.8 <sup>(2)</sup> | 67.9  | 20.6                |      |
| 合計     | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0               | 100.0 | 100.0               |      |

(註) 年度は1957年または1957~58年、日本は1962年。

(1)は米、(2)名称をあげないものを含む。

資料出所 CEE (Commission), *Projet des proposition sur la politique agricole Commune*, 1959.)



第2表 EEC 諸国の主要農産物価格  
(DM/100kg, 60/61年度)

|         | 小(軟質)<br>麦 | 大(飼料)<br>麦 | 甜<br>菜 | 牛<br>肉 | 豚<br>肉 | 牛<br>乳 |
|---------|------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| E E C   | 100        | 100        | 100    | 100    | 100    | 100    |
| 西 ド イ ツ | 40.80      | 37.30      | 7.11   | 214.20 | 257.40 | 31.80  |
|         | 104        | 122        | 123    | 104    | 115    | 99     |
| イ タ リ ー | 45.00      | 34.12      | 5.80   | 222.58 | 190.49 | 32.00  |
|         | 115        | 112        | 101    | 108    | 85     | 100    |
| ベルギー    | 38.22      | 27.55      | 5.43   | 207.73 | 194.21 | 31.25  |
|         | 97         | 90         | 94     | 101    | 87     | 97     |
| オランダ    | 33.85      | 27.02      | 4.86   | 187.85 | 181.22 | 29.28  |
|         | 86         | 89         | 84     | 91     | 81     | 99     |
| フランス    | 32.34      | 26.38      | 5.60   | 191.50 | 221.37 | 31.00  |
|         | 82         | 87         | 97     | 93     | 99     | 97     |

EECにおける農業問題 (一)

(註) 平均生産者価格、牛豚肉のみは市場価格。

資料出所 H. Krohn, G. Schmitt, Agrarpolitik für Europa,  
Agrarwirtschaft Sonderheft 15. S. 100.

第三十卷 第四号 五六

れば、結局、域内の最高と最低の算術平均的な水準に決定される可能性が強いから、そうなればフランスが穀物価格を漸次引上げることになるのに反して、西ドイツでは引下げなければならなくなる。その幅の如何によって、また単一価格実現の期間の如何によって各国農業が受ける影響は違ってくる。フランスと西ドイツの利害が鋭く対立する根拠の一つがここにあることはいうまでもないであろう。

ところで域内統一穀物価格は、共通農政の当初計画によると、次のような方式と期間を経て実現する予定になっていた。すなわち、加盟各国は毎年年間目標としての指標価格(target price)を決定し、七年半の過渡期中に漸次これを域内統一共通価格に接近せしめるというものである。指標価格とは、特別の標準品質にたいして適用する卸売価格で、かつ消費中心地の価格である。そし

てこの指標価格が需給の緩和によって大幅に低落するのを防ぐために、前述の市場統制機関が買上げ操作を行うのである。統制機関が市場操作に介入する場合の価格が介入価格 (intervention price) とよばれ、それは指標価格の九〇〜九五%となっている。いいかえれば、穀物価格が指標価格を五〜一〇%下回った場合、滞貨買上げによって価格を一定水準に維持しながら、域内統一価格を漸進的に実現しようとするのである。さらになお、この他に保護価格 (threshold price) が定められるが、これは輸入地における指標価格で次にみる輸入課徴金算定の基準となるものである。

(註) 2、EEC条約の当初計画では、一九六九年十二月三十一日までを「完全な経済共同体」へ移行する準備段階とし、この期間を過渡期 (transitional period) とよんでいる。

共通農政は域内統一穀物価格をほぼ以上のような方式と期限によって実現していくことを規定していたのであるが、一九六三年十一月五日、単一価格の早期実現を骨子とする、いわゆるマンスホルト案 (提案者 S.L. Mansholt は現 EEC 副委員長、農業担当) の提案によって予定が大巾に変更されることになった。<sup>(3)</sup> その内容は、<sup>(4)</sup> (一) 統一穀物価格は一九六四年七月一日から一挙に実施する、(二) 対象産品および価格は軟小麦四二五マルク (トン当り、以下同じ)、硬小麦五〇〇マルク、ライ麦三七五マルク、大麦三七〇マルク、とうもろこし三七五マルクとする、(三) 価格引下げにより収入減を蒙る農家にたいしては農業共同基金 (後述) から一定額の補償金を供与するというものであった。

(註) 3、EEC委員会が統一価格の一挙繰上げ実施を提案するにいたった背後には、ガットの関税一括引下げ交渉 (いわゆるケネディ・ラウンド) が、一九六二年十二月以降、数回の作業部会を経て、六三年五月より本格的な交渉段階を迎え、主としてアメリカのEECにたいする強い関税引下げの要求にたいしてEECとして早急に足並みをそろえる必要に迫られたという事情があった。とりわけEECにおける既得市場の確保を求めるアメリカにたいして、あわよくば域内農産物市場を独占しようとするフランスは、農業問題の解決―統一穀物の決定をケネディ・ラウン

ド参加の前提として強く要求していた。提案者マンスホルトも「共通農政に関する諸決定に劣らず重要なことはケネディ・ラウンドにおける切迫した交渉に関する決定である」とのべ、そのために域内単一価格の早急な決定の必要を強調している。(EEC, Bulletin, No.2~64, Extracts from the address delivered by Dr. S. L. Mansholt, p. 9.)

(註) 4、マンスホルト案については EEC, Bulletin, No.1—64, Chapter IV, No.2—64, Chapter V. 参照。

この案が実施されると西ドイツ産穀物が一一・一五%引下げられることになるのたいして、フランス産穀物は約一〇%の引上げとなる。しかもマンスホルト案は、域内単一価格を漸進的に実現していくというこれまでの案とまったく逆に、まず先に統一価格を設定し、各国はこれにサヤ寄せしてその価格を上下するといふものである。もちろん、それによって損失を蒙る農家にたいしては、共同基金から一定の補償金を与えることになっているが、それも数年で打ち切られる。価格の一挙引下げによる自国農業への打撃を恐れる西ドイツ、イタリア、ルクセンブルグと統一価格の決定を急ぐフランス、オランダの利害が鋭く対立するのも当然である。一時は、この穀物価格の決定をめぐる西ドイツとフランスの対立を契機にE E Cは崩壊するかとまでいわれるほどであったが、一年余にわたる討議を経て両国の妥協なり、やつと六四年十二月十五日に決定をみた。

この結果、西ドイツの主張をとり入れて、統一穀物価格の実施期日が六七年七月に延期されたことと、イタリアの主張をとり入れて、イタリア産とうもろこしについては、統一価格より安い三三二・五マルクの例外価格が認められ、また西ドイツ、イタリアにたいして、三七年から三年間にわたって補償金がそれぞれ総額十一億二千一百万マルク、五億二千四百万マルク与えられることになったほかは、ほぼマンスホルト提案の線で、すなわちほぼフランス、オランダの要求する線にそって、域内統一穀物価格が決定された。<sup>(5)</sup>

(註) 5、最終的に決定された統一穀物価格(トン当り)は次の通り。軟小麦四二五マルク、硬小麦五八〇マルク、大麦三六五マルク、ライ麦三七五マルク、とうもろこし三六二・五マルク。(「日本経済新聞」六四・十一・十六)

なお第二グループおよび第三グループに属する農産物については次のような価格政策がとられることになっている。まず、第二グループの肉類、卵については穀物におけるように指標価格を定めず、原則として域内は自由価格制をとる。ただし第三国にたいしては、域内市場の攪乱を防ぐため保護価格を定め、これ以下の価格で輸入される産品にたいしては課徴金を課することになっている。また第三グループの野菜、果実についても原則として域内自由価格制をとるが、第三国にたいしては数量制限は徐々に撤廃し、対外共通関税一本となる。

(3) 輸入課徴金政策 EEC共通農政は域外にたいしては、強固な農業保護政策を展開する。そのための主要手段が輸入課徴金政策である。輸入課徴金(import levy)とは、輸入農産物価格が域内の指標価格を下回る場合に課せられる一種の輸入税であり、関税と同様な効果をもって域内の農産物価格を維持する役割をもつ。だが、これは関税と異って、定率ないし定額という固定性をもたず、輸入CIF価格の変動にしたがって、つねにその差額が徴収されるという特徴をもっている。

まず第一グループの穀物の場合は、輸入課徴金は保護価格すなわち輸入地における指標価格と輸入CIF価格との差額によって決められる。第二グループの肉類、卵については原則的には前者と同様であるが、直接に域内および域外価格の差からではなく、これら生産物の生産に要する飼料用穀物の域内価格と域外価格の差額に加えて、EEC発足当時の関税を基準にして算定した一定額および前年平均輸入価格の一定率(最高七%)から間接的に算定する仕組になっている。第三グループは、すでにのべたように課徴金制は適用されず、もっぱら対外共通関税の操作に任せられる。なお域内産品についても単一価格が成立するまでの過渡期中は課徴金制が適用される。

第3表 世界主要国の小麦価格  
ドル/トン、1961年

|      |     |         |    |
|------|-----|---------|----|
| フランス | 82  | カナダ     | 67 |
| 西ドイツ | 104 | アメリカ    | 75 |
| イタリア | 106 | アルゼンチン  | 38 |
| イギリス | 74  | オーストラリア | 60 |

資料出所 FAO, Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Statistics, 9/1963.

このように課徴金制は、域内価格と域外価格の差額を可变的に徴収するという仕組みをもつことによって関税よりはるかに強く域内農業を保護することになる。なぜなら輸出国がかりに輸出価格をいくら引下げても、それはただEECが徴収する輸入課徴金をそれだけ増加するにすぎないからである。そうでなくとも、一般に、EECの農産物価格は世界市場価格よりもはるかに高く、たとえば第3表が示すように小麦についてみると、EEC諸国とアメリカおよびその他の諸国との間には三〇%前後もの価格差がある。

課徴金は、このような域内の相対的に高い価格をより低い世界市場価格による競争から強力に保護するのである。ところで後でみるように、アメリカを筆頭に世界の主要農産物輸出諸国は、ほぼ一九五〇年代に入って以降ひきつづき過剰小麦の累増に悩まされているのである。課徴金政策がアメリカその他の諸国との間に激しい利害の対立を生みださずにおかないことは明らかであろう。

(4) 農業指導保証基金の設立 以上概観したEEC共通農政の財政金融的裏付けとして設立されるものが農業指導保証基金 (Agricultural Guidance and Guarantee Fund) である。基金の財源は輸入課徴金、加盟各国の分担金等からまかなわれる。そしてその支出は、およそ次の四つの面にわたっている。(i) 輸出補助金—域内過剰農産物の域外輸出促進のために、高い域内産の価格を少なくとも世界市場価格の水準にまで引下げることによって生ずる差額の

第4表 EECにおける経営規模別農家数(単位:%)

| EECにおける農業問題<br>(一) | 年次      | 経営規模別農家数(%) |      |       |       |        |      | 1経営当り平均面積 |
|--------------------|---------|-------------|------|-------|-------|--------|------|-----------|
|                    |         | ~5ha.       | 5~10 | 10~20 | 20~50 | 50~100 | 100~ |           |
| 西ドイツ               | 1957    | 48.7        | 24.6 | 17.9  | 7.7   | 0.9    | 0.2  | 8.05ha.   |
| フランス               | 1956~57 | 30.4        | 22.3 | 25.1  | 17.7  | 3.5    | 1.0  | 17.23     |
| イタリア               | 1950    | 66.7        | 18.2 | 9.4   | 4.0   | 0.9    | 0.8  | 4.98      |
| オランダ               | 1957    | 38.7        | 27.6 | 22.4  | 10.4  | 0.8    | 0.1  | 7.36      |
| ベルギー               | 1950    | 58.7        | 23.1 | 12.9  | 4.5   | 0.7    | 0.1  | 1.84      |
| ルクセンブルグ            | 1957    | 32.8        | 19.8 | 26.8  | 19.3  | 1.2    | 0.1  | 12.58     |

資料出所 OEEC, Agricultural and Food Statistics.

補償。(ロ)域内統一価格の実施にともない損失を蒙る農家にたいする一定の補償金。(ハ)価格支持のための支出—域内価格が介入価格以下に低落した場合、価格維持のために統制機関が余剰滞貨の買上げ等に資金を投下するものである。(ニ)農業構造改善のための支出—EEC諸国でも、ほぼ五〇年以降の「高度成長」の中で、農村人口が急速に流出し始めるとともに、他方では農業所得の伸びが相対的に鈍化し、農工間所得格差の拡大傾向が顕著に現われてきた。このような事態の進行を背景に、零細農業(第4表参照)の整理と残存農家の経営規模拡大を目標とする、いわゆる構造政策が登場した<sup>(6)</sup>。この支出は、EECとしてそれに対処しようとするものである。しかし、共通農政では構造改善事業は、各国が共同して行う必要がある場合、および各国では実施の困難なものに限られており、その実質的な推進は加盟各国の農政に委ねられている。したがって共通農政では、構造政策はいわば理念として掲げられているにすぎないといえよう。

(註)

6、これまでの農政のいわば基調をなした価格支持↓増産↓農家所得増大から、構造改善(零細農整理・規模拡大・機械化)↓生産性向上↓所得増大(所得格差是正)という方向への転換の兆は、西ヨーロッパ諸国でも一九五〇年以降の「高度成長」

の進捗と歩調をお互に調整して顕著に現われよう。(OECD, *Agricultural Policies in Europe and North America*, 1956, Part II, p. 321. ff.)

もちろんそれは、ただちに支持価格の廃止を意味するわけではなく、ただ農政の比重が支持価格政策から構造政策へ大きく移行しはじめたということである。このような西ヨーロッパにおける農政の新しい動きが五〇年代においっいで制定された「農基法」に具体化されたことは周知のとおりであろう。(前掲「西ヨーロッパ諸国における農業基本問題と基本対策」参照)

もう一つ、いうところの農業構業構造改善とは、あくまで家族経営の「自立・強化」という域を越えるものではない。EEC農政当局も政策目標として「健全な家族経営」の育成をうたい、それを「共同体の経済的・政治的・社会的発展のためにも」ともゆるむしい経営形態」だとおべている。(EEC, *First General Report*, Chap. IV, *Towards a Common Agricultural Policy*, p.68)

## 二、共同農業市場成立の経済的背景

以上概観したような共通農政の方向にそって、EECは農業部門の統合を推進しようとするのであるが、しかし農業統合の構想はEECの設立と共に突如として現われたものではなかった。すでに五〇年代当初に、OECDの設立とそのもとでの域内自由化の進捗を背景に主としてフランス、オランダのイニシアティブによって農業部門独自の共同体の構想が具体化されつつあった。フリムラン計画 (Pflimlin Plan)、マンスホルト計画 (Mansholt Plan)、シャルパンティエ計画 (Cherpanier Plan) 等<sup>(1)</sup>が、グリーン・プール (Green Pool) 計画と称されるものがそれである。これら西ヨーロッパ、農産物市場組織化に関する諸計画は結局は各国の利害が一致せず実現をみなかったが、その中にもられた諸構想はヨリ精緻な形でEEC共通農政として結実したといつてよい。

第5表 終戦直後の世界農業生産  
— 1946/47年度 —

|           | 農業総高<br>生産     | 1人当り<br>農業生産 | 1人当り<br>食糧生産 |
|-----------|----------------|--------------|--------------|
|           | 1934~38年平均=100 |              |              |
| 西ヨーロッパ    | 77             | 72           | 72           |
| 北アメリカ     | 134            | 121          | 124          |
| ラテン・アメリカ  | 111            | 91           | 94           |
| 大洋州       | 95             | 87           | 85           |
| 極東(中共を除く) | 88             | 77           | 80           |
| 近東        | 102            | 90           | 91           |
| アフリカ      | 108            | 94           | 93           |
| 上記計       | 101            | 90           | 91           |
| 世界計(1)    | 92             | 85           | 85           |

(1) ソ連、東欧、中共の推定を含む

資料出所 FAO, The State of Food and Agriculture 1955. Annex Table 1, 2.

それにしても、このような構想が、すでに五〇年代当初に、しかもフランスとオランダの主導のもとに現われたということは、共同農業市場成立の背景をみる上に重要な事実である。それを理解するためには戦後ヨーロッパにおける農業生産の動向をみる必要がある。

(註) 1' Achille Albonetti, Vorgeschichte der Vereinigten Staaten von Europe, 1961. S. 53.

第5表が示すように、終戦直後の世界農業生産の水準は全体としてみれば、ほぼ戦前水準を維持していた。しかし戦争は地域別に農業生産の大きなアンバランスを生みだした。その中で最も特徴的な点は、北アメリカにおける生産の激増(戦前水準の三四%増)と、それと対照的な西ヨーロッパにおける生産の激減(同、三三%減)である。これはいうまでもなく、西ヨーロッパではほとんどの農地が戦場と化し、生産資材ならびに労働力が直接的軍需へ優先的に動員されたことの当然の結果であり、それにはたいしてアメリカでは、戦時におけるヨーロッパ連合国にたいする食糧補給基地としての地位にあ



って農業生産を著しく高めた結果である。戦争による農業生産の減退という点からいえば、恐らく西ドイツがもっとも甚大な影響を受けたといえるであろう。戦争による一般的影響はもちろんのこと、加えて、かつてエンカーの拠点でもあった「東部および中央ドイツの主要農業地帯の分離」<sup>(2)</sup> による東部からの農産物移入の杜絶によって著しく食糧自給度を低めたからである。こうした戦争の直接間接の影響によって西ドイツをはじめヨーロッパ全域で農業生産は激減し、深刻な食糧危機を招来したのである。

(註) 2. G. Behrendt, *The Agrarian Problem in the Federal Republic of Germany*: in "The German Economic Review", Vol. 2, No. 2, 1964, p. 113.

このような食糧危機(不足)に当面して、西ヨーロッパ各国は、さしあたりアメリカの援助に依存せざるをえなかった。それは他方アメリカにとっては、戦時中の価格高騰の刺激による増産によって国内需要を大幅に上回るにいたった余剰農産物の格好の捌口となった。そして同時にアメリカは、この援助をヨーロッパ諸国のアメリカへの従属のもとでの資本主義的復興のために、さらにまたアメリカの主導のもとでの反社会主義ブロック結成の手段として利用しようとしたことはいうまでもない。

その裏付けとなったものが、いわゆるマーシャル・プランを中心とする諸援助であった。<sup>(3)</sup> その中で食糧・農業生産関係の援助が、いかに大きな比重を占めていたかは第6表をみれば明らかであろう。一九四八―五二年を通じての経済援助による商品輸入総額中、食糧・種子・肥料が、西ドイツで四三・五%、イギリスで二七・四%、フランスで一・二%を占めている。さらにこれに農業機械を含めれば、実際に食糧・農業関係の援助の占める比重はさらに高くなるであろう。こうしたアメリカの巨額の援助によって、ともかく西ヨーロッパ資本主義諸国は、終戦直後数年つづいた食糧危機

第6表 アメリカの経済援助による商品輸入  
(1948. 4. 3~52. 12. 31) (単位百万ドル)

|           | フランス  | 西ドイツ  | イギリス  |
|-----------|-------|-------|-------|
| 合 計       | 2,611 | 1,370 | 3,218 |
| 食糧・種子・肥料  | 296   | 596   | 881   |
| 燃 料       | 670   | 60    | 388   |
| 原 料・半 製 品 | 738   | 467   | 1,283 |
| 機 械・自 動 車 | 493   | 38    | 235   |
| そ の 他     | 49    | 95    | 249   |

資料出所 Statistical Abstract of the U. S.  
1953, pp. 887~888.

に対処しえたのである。

(註) 3、マーシャル援助を中心とするアメリカの対外援助については次のものを参照。島田巽「マーシャル・プラン米国の対外援助政策」一九四九年。佐々木健「マーシャル援助体制と西ドイツ重工業の再編成」(東北大「経済学」第二六巻、第一号)

しかし、そうした中で西ヨーロッパ各国は、同時に自国における農産物の増産政策を最大限に推進していった。国内増産政策は、当時ヨーロッパにおいて食糧問題が資本主義体制崩壊の一契機になりかねない事態にあって、食糧不足を解消する目的のもとに推進されたことは勿論であるが、しかしただそれだけの理由によるものではなかった。マーシャル・プラン受け入れの条件としての戦後インフレの収束と資本の「正常」な再生産軌道の整備に

よって、独占資本が新たに資本主義列強として復興するために、国内食糧増産政策ないし自給化政策は必要不可欠の条件となったからである。

ほぼ五〇年代前半までの戦後世界資本主義におけるアメリカの生産力の圧倒的優位と西ヨーロッパ諸国の再生産機構の戦争による破壊という条件の下で、西ヨーロッパ独占資本がその再生産基盤を再建するためには、必要な諸生産手段

第7表 総農業生産指数(1934—38年=100)

|          | 1946/47 | 1947/48 | 1948/49 | 1949/50 | 1950/51 | 1951/52 | 1952/53 | 1953/54 | 1954/55 | 1946—55<br>増加率 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| 西ヨーロッパ   | 77      | 85      | 95      | 104     | 110     | 115     | 115     | 122     | 124     | 61.0%          |
| 北アメリカ    | 134     | 129     | 139     | 133     | 133     | 137     | 148     | 148     | 141     | 5.2            |
| ラテン・アメリカ | 111     | 114     | 116     | 119     | 125     | 121     | 131     | 132     | 135     | 21.6           |
| 大洋州      | 95      | 107     | 110     | 117     | 112     | 107     | 121     | 122     | 120     | 26.3           |
| 極東       | 88      | 92      | 96      | 99      | 100     | 103     | 106     | 109     | 109     | 23.9           |
| 近東       | 102     | 101     | 113     | 112     | 121     | 126     | 135     | 143     | 138     | 35.3           |
| アメリカ     | 108     | 112     | 118     | 125     | 130     | 133     | 140     | 144     | 145     | 34.3           |
| 上記計      | 101     | 104     | 111     | 113     | 116     | 119     | 125     | 128     | 127     | 25.7           |

註：ソ連、東ヨーロッパ、中共を除く

資料出所 FAO, The State of Food and Agriculture 1955. Annex Table 1.

をアメリカからの輸入に依存せざるをえなかったが、結局それはアメリカのヨーロッパ向け輸出を一方的に拡大することによって深刻な「ドル不足」を生み出した。しかし五〇年代半ごろまでの世界資本主義体制における力関係のもとでは、巨額の「ドル不足」を甘受することによってしか、西ヨーロッパの資本主義的復興は許されなかった。

こうした状況にあつては、「農産物の追加輸入は多くの国のドル資金にとって重い負担を課した。主として穀物および棉花からなる重要物資の追加輸入はやめるわけにはいかないし、またドル地域以外から入手することもできなかった。したがって、特に西ヨーロッパにおいては、穀物の国内生産の促進に特別の注意が払われた」のである。こうして、戦後ほぼ五〇年代当初までの西ヨーロッパにおいて、増産政策を中軸とする国内農業保護政策が資本の積極的な要求として強く展開されてくるのである。

(註) 4 ' FAO, The State of Food and Agriculture 1955. (Review of a Decade and Outlook). p. 27.

ところで、この国内農業保護政策の中で、もっとも重要な役割を果たしたものは、農産物価格支持政策であった。価格支持を通して、農家所得の「安定と向上」を保証することによって農民の増産意欲を刺激し、その成果を一方では食糧危機の緩和に直接役立たしめると同時に、他方ではドル貨の節約——重化学工業用生産手段の輸入増加をはかったのである。さらに価格支持のほか各種補助金政策、新技術の導入等、最大限の食糧自給化という資本の要求に従って、国家による積極的な保護・援助が与えられ、やがて農業生産はいちぢるしく増大した(第7表参照)。

(註) 5、価格支持政策と共に、戦後農業技術の著しい進歩が、西ヨーロッパにおける農業生産の増加に寄与したこと、そしてそれが国家によって積極的に援助・奨励されたことをOECE「食糧と農業に関する閣僚委員会」第一回報告書は次のようにのべている。「特に増産を目的とする諸政策とならんで、最近数年の間に著しい技術の進歩が行われた。これら現代農業技術の利用は、価格支持等を通して与えられた増産刺激と共に、政府の増大する援助によつ

「促進された」(OECE, Agricultural Policies in Europe and North America 1956, p. 313.)

終戦直後の一九四六／四七年において、西ヨーロッパの総農業生産指数は、戦前水準(一九三四／三八年＝一〇〇)に比べて七七であったものが、早くも四九／五〇年には一〇四と、わずかではあるが戦前水準を凌駕するにいたった。また四六／五五年間の総農業生産の増加率は実に六一%にも達したのである。それに反し、アメリカを除く世界の他の地域は、同期間平均して約三〇%前後の伸びしか示していない。最も増加率の低いのが北アメリカで、同期間においてわずかに五・二%増にすぎない。世界の他の地域に比べて、戦後五〇年代前半までの西ヨーロッパにおける農業生産の伸びがいかに急速であったかが分るであろう。そしてまたそれは、西ヨーロッパにおける国家の増産政策・保護政策がいかに強いものであったかを同時に証明しているといえるであろう。

ところが以上のような戦後西ヨーロッパにおいて推進された強力な国内農業保護政策も五〇年代も半にさしかかって転機を迎えるのである。それを明らかにするために、まずEEC諸国における主要農産物の自給度が、これまでの増産政策によってどのように推移したかを第8表によってみることにしよう。

まずEEC全体についてみると、一九四六／五二年においてパン用および粗粒穀物では七〇%、動物性産品ではすでに九〇～一〇〇%の自給度に達している。さらに五七／五八年にいたっては、穀物類で平均八〇%、その中でも小麦が九二%に達し、また動物性産品はさらに自給度を高めてほとんど一〇〇%に達している。EEC六カ国の中では、西ドイツ、ベルギー・ルクセンブルクの自給率が低い。それでもたとえ、小麦についてみると、四八／五二年における自給率が西ドイツ五〇%、ベルギー・ルクセンブルク五八%であったのに対し、五七／五八年には、それぞれ六五%、六六%と著しく自給率を高めた。それに対して自給率の高い他の三国についてみると、まずフランスとイタリアが自給

第 8 表 EEC各国の主要農産物自給度 (%)

|        | ベルギー・<br>ルクセン<br>ブルク |         | フランス    |         | 西ドイツ    |         | イタリー    |         | オランダ    |         | EEC 計   |         |
|--------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|        | 1948/52              | 1957/58 | 1948/52 | 1957/58 | 1948/52 | 1957/58 | 1948/52 | 1957/58 | 1948/52 | 1957/58 | 1948/52 | 1957/58 |
| 小麦     | 58                   | 66      | 97      | 110     | 50      | 65      | 81      | 105     | 30      | 29      | 76      | 92      |
| 大麦     | 45                   | 37      | 89      | 128     | 76      | 66      | 82      | 56      | 47      | 37      | 75      | 80      |
| とうもろこし | 1                    | 1       | 47      | 80      | 3       | 2       | 97      | 86      | 6       | 1       | 60      | 60      |
| 馬鈴薯    | —                    | 96      | —       | 102     | —       | 99      | —       | 100     | —       | 146     | —       | 103     |
| 砂糖     | 103                  | 110     | 41      | 100     | 61      | 85      | 92      | 116     | 70      | 93      | 81      | 94      |
| 野菜     | —                    | 100     | —       | 98      | —       | 82      | —       | 112     | —       | 146     | —       | 101     |
| 果実     | —                    | 80      | —       | 64      | —       | 50      | —       | 129     | —       | 87      | —       | 87      |
| 卵      | 100                  | 109     | 99      | 94      | 69      | 60      | 97      | 88      | 119     | 171     | 95      | 89      |
| バター    | 70                   | 99      | 94      | 102     | 94      | 93      | 88      | 78      | 254     | 194     | 98      | 101     |
| チーズ    | 32                   | 31      | 101     | 103     | 87      | 77      | 102     | 99      | 189     | 200     | 101     | 99      |
| 牛肉     | 89                   | 97      | 100     | 98      | 93      | 87      | 87      | 74      | 90      | 103     | 95      | 91      |
| 豚肉     | 100                  | 101     | 99      | 99      | 96      | 95      | 100     | 90      | 123     | 132     | 99      | 99      |

資料出所 U. N., Economic Survey of Europe, 1961, Chap III, p. 35. ただし馬鈴薯、野菜、果実は CEPES, Agrarpolitik in der EWG, 1958, S. 32, 3.

率の点からみると似かよった構成を示しているが、五七/五八年において、フランスでは小麦、大麦、馬鈴薯、バター、チーズの生産が、またイタリアでも同年度において小麦、砂糖、野菜、果実がすでに国内需要を上回るにいたっている。オランダはとりわけ畜産への傾斜が強く、穀物類は西ドイツに比べてさえ自給度ははるかに低い、動物性産品はいずれも国内需要を大幅に上回っている。なかでもバター、チーズの生産額は四八/五二年すでに国内消費の二倍に達しているのである。

このようなEEC諸国における自給率の向上ということは、逆にいえば、それだけ輸入依存度が相対的に低下することを意味する。第8表に掲げる主要農産物に関する限り、EECはすでに五七/五八年で自給率九〇%に達しているのであるから、総需要の約一〇%を域外から輸入すればすむという計算になる。しかし、これはEECを全体としてみた場合、すなわち六ヶ国を完全な一国と仮定した場合にそういえるのであって、現実の六ヶ国の農産物輸出入を総計した実態がそのようになっていないことを意味するものではない。各国は自国の必要とする農産物を必ずしも域内から輸入するとは限らないからである。事実第9表が示すように、EECにおける五四—五六年平均の食糧・嗜好品・タバコの総輸入額のうち、域内から輸入される割合は、わずかに一八・三%にすぎない。そのうちたとえば、酪農製品は総輸入のうち域内からの分は五三%と比較的高いが、穀物は七・九%を占めているにすぎないという事実が注目されるのである。

(註)

6、コーヒー、ココア等の熱帯性産品および羊毛、棉花等の原料農産物は、これまでのところ主として自然条件の制

約のため域内では全然ないし少量しか生産されていない。この点で、アフリカを中心とするEEC連合諸国の「補完的役割」が今後のEEC農業にとって注目されるところである。(P. Erdman und P. Rogge, Die Europäische

Wirtschaftsgemeinschaft und die Drittländer, 1960, S. 113.)

第9表 EEC 農産物輸入の産品別・地域別構成  
1954—56年平均、単位百万ドル・%

|             | 合計        | EEC  | 連諸<br>合<br>国 | 第三国  |
|-------------|-----------|------|--------------|------|
| 食糧・嗜好品・タバコ  | (4199.2)  |      |              |      |
| 100.0       | 18.3      | 21.1 | 60.6         |      |
| 生畜・肉・魚品     | 100.0     | 25.9 | 6.8          | 67.3 |
| 酪農製物        | 100.0     | 53.0 | 0.7          | 46.3 |
| 穀果・実・野菜・ココア | 100.0     | 7.9  | 10.5         | 81.6 |
| コタそ         | 100.0     | 31.7 | 27.3         | 41.0 |
| ヒー          | 100.0     | 2.7  | 27.5         | 69.8 |
| の           | 100.0     | 4.5  | 8.9          | 86.6 |
| 他           | 100.0     | 19.8 | 47.8         | 32.4 |
| 油・油料種子      | (851.8)   |      |              |      |
| 100.0       | 8.0       | 25.1 | 66.9         |      |
| 原料農産物       | (3328.3)  |      |              |      |
| 100.0       | 10.4      | 5.3  | 84.3         |      |
| 毛           | 100.0     | 12.6 | 0.5          | 86.9 |
| ゴ           | 100.0     | 1.1  | 5.9          | 93.3 |
| 木           | 100.0     | 7.4  | 6.8          | 85.8 |
| 繊           | 100.0     | 9.9  | 3.9          | 86.2 |
| そ           | 100.0     | 34.4 | 11.4         | 56.2 |
| 農産物計        | (8,379.3) |      |              |      |
| 100.0       | 13.9      | 15.2 | 70.9         |      |

資料出所 P. Erdman/P. Rogge, Die Europäische Wirtschaftsgemeinschaft und die Drittländer, 1960. S. 151

以上簡単にみてきたように、戦後の西ヨーロッパ、その中のEEC諸国の農業（および農政）の動向と実態をふりかえてみれば、なにゆえに一九五〇年代当初に、そしてフランス、オランダの主導のもとに西ヨーロッパ農業統合の構想が、展開されてきたかを、おおよそ検討づけることができるであろう。

て、一方で独占資本の再生産機構が一心整備されると共に、他方価格支持を中心とする保護政策の内包する矛盾—小農経営のもとでの相対的過剰生産の徴候を、とりわけフラン、オランダにおいて生みだすにいたったことである。

それを一言にしていえば、価格支持を主柱とする国内農業保護（増産）政策は、戦後の深刻な食糧危機を回避し、同時にいわゆる「ドル・ギャップ」を最小限にいとめる役割を果たすことによつて、西ヨーロッパ独占資本の復興に寄与しえたが、やがて五〇年代後半にいたつ



(註) 7、ほぼ五四年以降、西ヨーロッパ諸国でも過剰化傾向が現われ始め、それとともに従来の価格支持政策にたいする反省が現われてきたことをMCAF第二回報告書も指摘している。(OEFC, Agricultural Policies in Europe and North America—Price and Income Policies—1957, P. 421. ff.)

しかも、EEC域内は全体としてみれば、主要農産物のほとんどについて自給率九〇%にまで達しているにかかわらず、域内農産物輸入の五分四はアメリカを中心とする域外諸国からの輸入によってみだされているということである。国内需要をはるかに上回る過剰生産力をもつにいたったフランス、オランダ、イタリアが、域内各国の、とりわけドイツの貿易障壁を除去し、さらに域外農産物輸出国を域内農産物市場から排除すべく、共同市場を設立しようとした背景はおよそ明らかであろう。(9)

(註) 8、共同農業市場設立にたいする西ドイツの態度は消極的である。たとえば西ドイツの有名な農業理論家であるF・バーデは、西ドイツ農業の利害を次のようにのべている。「ドイツはEECの中で最大の農産物輸入国である。他の加盟国は、従来以上に多くの農産物をドイツに売ることに関心をもっている。関税の廃止とその他の輸入制限を除去することによって、かれらにそのことを容易にすることは、かれらがかわりに工業物(とりわけドイツの)に対する関税を引下げ、そして輸入障害を取り除く場合のみ、ドイツ経済に要求しうることである。このような前提のもとでのみドイツのEEC加盟はドイツ農業にとっても耐えうるものとなる。なぜならば、それによってのみ非農業部門の生産性が高められ、その結果、農業は消費者の購買力の増加によって販路を拡大する可能性を与えられ、加盟諸国の農産物にたいする関税と輸入制限の除去によって蒙る犠牲のいくぶんかを償いうるからである」。

(F. Baade, Die Deutsche Landwirtschaft im Gemeinsamen Markt, 1958, S. 24~25.)

また工業資本の利害からいっても積極的ではありえない。なぜなら農産物を域内(とくにフランス)から輸入するよりも、従来どおり域外から多く輸入した方が割安というだけでなく、このような農産物輸入政策が戦後西ドイツ独占資本の輸出拡大を支える一つの重要な条件となってきたからである。(Gündel, Heiniger, Hess, Zieschang,

Die Labilität des Wirtschaftssystem in Westdeutschland, 1963, S.212~220.) 共同市場の成立によって、農産物の域内輸入が増加することは、それだけ域外における既得の工産物輸出市場の維持を困難にする可能性が生じる。したがって、工業資本の利害からいっても、西ドイツは域内への工産物輸出拡大の保証が得られる限りで、農業共同市場設立に協調しようという関係にしかないといつてよいであろう。

(註) 9、EEC委員会第一回報告書は、農業における市場政策の基本は、域内過剰問題の処理にあることを次のように強調している。「過去において農業所得を増大する試みは、増産というあまりに一面的な原則に依拠しすぎていた。確かにそれは労働生産性の著しい上昇をもたらした。しかし生産の増加が今や市場における新たな困難を生みだした。……それ故に、(EEC) 共通農政の枠内における市場政策の第一原則は、生産と市場間の有機的均衡をつくりだすよう配慮されるものでなければならぬ」。(EEC, First General Report, 1958, P. 70.)

### 三、EECと世界農産物市場

(一)、(二)において、共同農業市場成立の背景および共通農政の内容を大まかにみてきた。そこで最後に共通農政の実施が世界農産物市場に、あるいは域外農業に与える影響を簡単に検討しておこう。そのためにも先ず、戦後世界農産物市場の一般的趨勢とその中のEEC農業の地位を確認しておこう。

すでに(三)において、戦争がもたらした世界農業生産における変化のうちの最も大きな特徴の一つとして、北アメリカにおける生産の激増と西ヨーロッパにおける激減という事実を指摘した。またそのことが、その後の西ヨーロッパの農業生産および農政をどのように規制したかを、EEC共同農業市場成立との関連で簡単に指摘した。ところで、戦争がもたらしたこのような事態が続きえた終戦直後の数年間は、「北アメリカ諸国では、いかにして……新たに開発された輸出市場(余剰農産物の一筆者)を維持し、あるいは発展させるかが主要問題であり、それに反して、ほとんどのヨー

ロップ諸国では、いかにして食糧不足を克服し、同時にそれによってインフレを収束し、外貨を節約するかが主要問題であった。<sup>(註1)</sup>

(註) 1、OECD, Agricultural Policies in Europe and North America, 1957, p. 420~421.

しかしヨーロッパ諸国に関していえば、ここに示されるような事態も、五〇年代に入って農業生産の急速な回復と増産によって一変する。五〇年も半にさしかかる頃には、西ヨーロッパ諸国でもフランス、オランダ、イタリアなどに部分的な過剰生産の傾向をさえ示し始めるにいたったからである。そしてほぼこの頃から、資本主義世界の農業構造も大きく変化し、それと共に世界農産物市場は全般的に過剰生産の徴候を濃くしてくるのである。それはあたかも戦後世界資本主義の歴史における大きな転換点―すなわち、五〇年代に入ってアメリカの金流出が始まり、世界資本主義におけるアメリカの地位が相対的に後退しだすに反して、西ヨーロッパおよび日本がその地位を急速に高め始める時期―と一致していた。

このような世界農産物市場における変化は、なによりも五〇年以降の世界的な農産物過剰ストックの増加、農産物輸出単価の低下傾向の中に如実に示されているといつてよい。

第10表によって世界における主要農産物の在庫の動きをみると、まず小麦の在庫が、アメリカにおいて五二―六二年の間に約五倍に増加し、カナダ、アルゼンチン、オーストラリアを含めた四大輸出国でも約三・五倍に増加している。粗穀類在庫もアメリカ、カナダの二大輸出国で同期間に約三倍に増加し、さらにバターが約四倍、主要熱帯産品の一つであるコーヒーが約八倍にも達している。砂糖、棉花、ゴムはほぼ横ばいを示しているが、それも絶対在庫量が依然として減少をみせないことを意味するにすぎない。その間、世界景気の変動、自然条件による豊凶作、政治的条件等によ

第 10 表 世界における主要農産物の推定在庫量 (1952年=100)

|         | 1952 | 1953  | 1954  | 1955  | 1956  | 1957  | 1958  | 1959  | 1960  | 1961 | 1962 |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 小麦      | 100  | 236   | 363   | 403   | 401   | 353   | 343   | 503   | 511   | 549  | 507  |
| アメリカ    | 100  | 176   | 285   | 247   | 268   | 337   | 298   | 271   | 276   | 280  | 180  |
| カナダ     | 100  | 2,000 | 1,600 | 2,400 | 1,200 | 1,600 | 1,300 | 1,400 | 1,200 | 800  | 200  |
| オーストラリア | 100  | 200   | 520   | 520   | 480   | 220   | 100   | 360   | 340   | 140  | 100  |
| ヨーロッパ   | 100  | 221   | 344   | 354   | 352   | 350   | 321   | 403   | 407   | 418  | 347  |
| メキシコ    | 100  | 134   | 159   | 202   | 212   | 240   | 291   | 334   | 368   | 417  | 354  |
| トルコ     | 100  | 142   | 156   | 103   | 119   | 183   | 144   | 136   | 128   | 125  | 78   |
| インド     | 100  | 135   | 158   | 186   | 197   | 231   | 267   | 301   | 329   | 370  | 309  |
| 中国      | 100  | 193   | 229   | 157   | 143   | 186   | 150   | 121   | 200   | 336  | 414  |
| その他     | 100  | 93    | 107   | 105   | 92    | 82    | 78    | 108   | 112   | 122  | 99   |
| 粗穀類     | 100  | 96    | 92    | 72    | 158   | 130   | 221   | 349   | 645   | 725  | 821  |
| アメリカ    | 100  | 119   | 141   | 153   | 163   | 150   | 138   | 130   | 123   | 127  | 126  |
| カナダ     | 100  | 99    | 100   | 104   | 104   | 101   | 104   | 96    | 105   | 105  | 99   |
| 砂糖      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |      |      |
| アメリカ    |      |       |       |       |       |       |       |       |       |      |      |
| インド     |      |       |       |       |       |       |       |       |       |      |      |
| 中国      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |      |      |
| その他     |      |       |       |       |       |       |       |       |       |      |      |

(注) (1) 粗穀類=小麦、えん麦、ライ麦、とうもろこし、もちこし

(2) コーヒーはブラジル、コロンビア、象牙海岸、ウガンダ、アメリカの合計

出所：FAO, The State of Food and Agriculture 1963, Table II-13.

第 11 表 アメリカ商品金融公社 (CCC) の在庫額 (百万ドル)

|        | 1954  | 1955  | 1956  | 1957  | 1958  | 1959  | 1960  | 1961  | 1962  | 1963  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小      | 2,155 | 2,633 | 2,795 | 2,411 | 2,402 | 3,105 | 3,253 | 3,389 | 2,459 | 2,499 |
| 大      | 34    | 107   | 92    | 87    | 114   | 155   | 113   | 100   | 52    | 56    |
| えん     | 32    | 58    | 60    | 32    | 32    | 57    | 27    | 24    | 21    | 26    |
| とうもろこし | 1,296 | 1,437 | 1,926 | 2,289 | 2,414 | 2,486 | 2,786 | 3,091 | 1,952 | 1,818 |
| パ      | 245   | 212   | 44    | 21    | 60    | 26    | 35    | 54    | 191   | 227   |
| 大      | 10    | 70    | 20    | 95    | 131   | 247   | 114   | 6     | 214   | 129   |
| 豆      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| ソ      | 1,268 | 1,439 | 2,268 | 1,580 | 642   | 1,260 | 947   | 431   | 894   | 1,600 |
| ソ      | 270   | 406   | 535   | 609   | 590   | 594   | 441   | 393   | 321   | 461   |
| その他    | 879   | 899   | 888   | 650   | 859   | 972   | 1,117 | 1,259 | 1,080 | 1,143 |
| 計      | 6,189 | 7,261 | 8,633 | 7,816 | 7,251 | 8,933 | 8,833 | 8,748 | 7,184 | 7,959 |

出所: U. S. Dept. of Agriculture, Commodity Credit Corporation, Report of financial

conditions and operations 30 Apr. 1955~30 Apr. 1963.

る若干の起伏はあるが、概して五〇年以降において主要農産物の過剰在庫が累増してきたことがわかれるのである。とりわけそれは世界在庫総額の約七〇%を集中していると推定される北アメリカにおいて顕著である。たとえばアメリカ合衆国の余剰在庫は、六三年において小麦<sup>(3)</sup>だけで約二五億ドル、全農産物についてみると約八〇億ドルという膨大な額に達しているのである(第11表参照)。

(註) 2' FAO, The State of Food and Agriculture 1963. 邦訳、四三頁。

(註) 3、戦後アメリカにおいてピークを示した六一年の小麦在庫量は、三〇年代の世界大恐慌時にピークを示した三三年における在庫量の約三倍にも達している。(Deutsches Wirtschaftsinstitute-Bericht, Nr. 19/1962. Die Agrarkrise in den USA. S. 8 (388). Tabelle 5.)

このような過剰在庫の圧力は、当然農産物の世界価格の推移に反映せざるをえない。第12表が示すように、農産物の世界平均輸出単価は五二―五三年以降、傾向的に低下している。ほぼ横ばいを示している食肉を除いて、他は軒なみに低下し、全農産物についてみると五二―六二年の十年間に二〇%弱低落している。もちろん、この場合、戦後における生産力の著しい発展による価値水準の低下を考慮しなければならないが、戦後資本主義諸国ではほとんどどこでも潜在的なインフレ(クリーピング・インフレ)が進行していることを考えれば、農産物世界価格が不断に低下傾向を示している事実を否定することはできないのである。<sup>(4)</sup>

(註) 4、農産物の世界輸出価格を一般物価指数でデフレートした実質単価で見ると、すでに五八年において、たとえば小麦、大麦は三十年代大恐慌期の最低点(三一―三四年)に近い水準にまで低落している。梶氏は、それがパニックという形をこらないうことから、「恐慌価格に接近した不況価格」とよんでいる。(梶次郎「世界農業市場の二、三の問題」『世界経済評論』六一・三月号、二四頁)しかし、このように急激な価格崩落として現象しない点にこそ、

第 12 表 農産物の世界平均輸出単価 (時価) (1952~53年平均=100)

|           | 1949  | 1950  | 1951  | 1952  | 1953  | 1954  | 1955  |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全 農 産 物   | 89.4  | 92.7  | 116.7 | 102.7 | 97.3  | 99.4  | 94.2  |
| 食 糧、飼 料   | 100.8 | 89.8  | 101.7 | 101.5 | 98.5  | 93.0  | 89.0  |
| 穀 類       | 100.2 | 84.7  | 92.0  | 101.0 | 99.0  | 84.4  | 79.4  |
| 食用油、油料種子  | 106.2 | 95.1  | 123.2 | 98.2  | 101.8 | 96.8  | 86.8  |
| 食 肉       | 86.6  | 81.1  | 93.9  | 99.6  | 100.4 | 102.5 | 101.9 |
| 酪 農 製 品   | 108.5 | 83.7  | 92.9  | 101.4 | 98.6  | 95.5  | 95.4  |
| 飲 料、タ バ コ | 72.3  | 88.8  | 98.6  | 98.8  | 101.2 | 123.3 | 104.6 |
| 農 産 原 料   | 82.5  | 100.8 | 157.3 | 107.9 | 92.1  | 92.2  | 95.5  |
|           | 1956  | 1957  | 1958  | 1959  | 1960  | 1961  | 1962  |
| 全 農 産 物   | 91.7  | 93.8  | 87.5  | 85.2  | 85.2  | 82.8  | 82.6  |
| 食 糧、飼 料   | 89.4  | 91.3  | 87.4  | 87.4  | 85.6  | 85.2  | 86.7  |
| 穀 類       | 76.3  | 95.2  | 74.0  | 72.8  | 71.6  | 72.1  | 74.3  |
| 食用油、油料種子  | 90.8  | 90.4  | 90.1  | 97.8  | 92.4  | 85.7  | 82.9  |
| 食 肉       | 101.2 | 100.6 | 104.3 | 105.7 | 109.1 | 107.2 | 106.2 |
| 酪 農 製 品   | 96.7  | 90.8  | 80.6  | 91.9  | 90.4  | 84.5  | 84.8  |
| 飲 料、タ バ コ | 97.7  | 98.2  | 98.8  | 89.6  | 83.5  | 78.7  | 76.5  |
| 農 産 原 料   | 91.0  | 94.7  | 78.7  | 77.9  | 85.9  | 81.7  | 80.1  |

資料出所：FAO, The State of Food and Agriculture 1963.

Annex Table 16.

戦後の農業恐慌の特徴があるといふべきであらう。それは基本的には戦後(国家独占資本主義段階)における恐慌

第 13 表 主要農産物の世界輸入における EEC のシェア  
1957年、単位%

|       | EEC | イギリス | その他<br>ヨー<br>ロッパ | 北ア<br>メリ<br>カ | その他 | 世界輸<br>入総計 |
|-------|-----|------|------------------|---------------|-----|------------|
| 穀物    | 27  | 19   | 12               | 4             | 38  | 100        |
| 砂糖    | 12  | 26   | 7                | 36            | 19  | 100        |
| 肉類    | 14  | 60   | 5                | 15            | 6   | 100        |
| 酪農品   | 24  | 43   | 5                | 4             | 24  | 100        |
| 油脂    | 44  | 16   | 12               | 9             | 19  | 100        |
| 野菜・果実 | 30  | 27   | 9                | 20            | 14  | 100        |
| 合計    | 26  | 30   | 9                | 12            | 23  | 100        |

(註) 1. ソ連、東欧、中共を除く  
2. EEC諸国貿易を除く

出所: EEC Commission, Proposals for the Working-Out and Putting into Effect of the Common Agricultural Policy, 1960. p. I/46.

の形態変化に由来するとみるべきであろうが、その直接的原因としては、FAO年報も指摘するように、戦後の農産物価格支持および国家による過剰在庫の管理が三十年代に比べて非常に広汎かつ組織的になったことがあげられる。(FAO, The State of Food and Agriculture

1955. p. 93.)

ところで以上の事実の中に示されているように、いわばなしくず的な恐慌現象を現わしている世界農産物市場の中で、EEC農業はそれといかに結びつき、またその中でいかなる地位を占めているのであろうか。

すでにみたようにEEC諸国の農産物自給度の向上は著しいものがある。しかし、それでもEECは依然として世界最大の農産物輸入地域である。五七年における主要農産物の世界輸入におけるEECのシェアをみると、例えば穀物では世界輸入総計の二七%、肉類で一四%、酪農製品で二四%、野菜・果実で三〇%、主要農産物全体で二六%に達している(第13表)。これにイギリスのシェアを加えれば、世界総輸入の約六〇%が西ヨーロッパに集中しているのである。

しかし、これほど巨額なEECの農産物輸入のうち、



域内からの割合は約一四%にすぎず、これにEEC連合諸国からの約一五%を加えても、総輸入の約三〇%を占めるにすぎない。(前掲第9表参照)。したがって残りの約七〇%が域外から輸入されるわけであるが、その内訳をみると、EEC以外のヨーロッパ諸国から約三〇%、海外の温帯諸国から三五%、海外熱帯諸国から三五%となっている(第14表)。

第14表 第三国からの農産物輸入内訳、1954~56年

|                                                   | 計      | 海 外             |           |
|---------------------------------------------------|--------|-----------------|-----------|
|                                                   |        | ヨ ー<br>ロ ッ<br>パ | 温 帯 熱 帯   |
| 食糧・嗜好品、タバコ                                        | 100.0% | 29.7            | 33.9 36.4 |
| 生畜・肉・魚品<br>酪農製物<br>穀類実・野<br>果一、茶、コ<br>コタヒ、バの<br>そ | 100.0  | 72.6            | 20.4 7.0  |
|                                                   | 100.0  | 77.7            | 13.1 9.3  |
|                                                   | 100.0  | 13.3            | 74.1 12.6 |
|                                                   | 100.0  | 48.5            | 18.6 32.9 |
|                                                   | 100.0  | 1.6             | 1.1 97.3  |
|                                                   | 100.0  | 34.6            | 39.7 25.6 |
| 100.0                                             | 33.8   | 27.6 38.5       |           |
| 油、油料種子                                            | 100.0  | 11.6            | 38.7 49.7 |
| 原料農産物                                             | 100.0  | 30.0            | 33.5 36.5 |
| 毛天然ゴ<br>天木然織<br>天材然の<br>そ維他                       | 100.0  | 19.0            | 51.0 30.0 |
|                                                   | 100.0  | 0.7             | 0.2 99.1  |
|                                                   | 100.0  | 86.2            | 8.0 5.8   |
|                                                   | 100.0  | 8.8             | 49.9 41.3 |
|                                                   | 100.0  | 31.0            | 14.5 54.4 |
| 農産物総計                                             | 100.0  | 28.1            | 34.2 37.7 |

出所 P. Erdman/P. Rogge, EWG und Drittländer.

S. 151.

(註) 5、このことは域内の輸出余力が、EEC総輸入の一四%しかないことを意味するわけではない。事実、フランス、オランダ、イタリアを中心とするEEC農産物輸出(世界輸出の一四一五%のシェア)の過半は、共同市場成立以前においては域外にでてゐる。今後はこの部分の多くが域内移出に向うと予想される。(P. Erdman/P. Rogge, a. a. O., S. 147)

みられるように、世界農産物市場においてEECの占める比重—なかんず

く輸入において―は極めて大きく、かつ輸入品目ならびに輸入先が多様・多地域におよんでいる。それ故に、今後のE E C農業および農政の帰趨如何が、世界農産物市場に大きな影響を与えるであろうことが当然予想されるのである。

ところで、E E C農業の世界農産物市場に及ぼす影響を検討する場合、少なくとも次の二つの側面からみておく必要がある。一つはE E C共通農政の対象となる温帯性農産物の輸出入に関連する側面であり、二つはE E Cとその連合諸国 (associated countries) ―主としてフランス、ベルギー系の旧アフリカ植民地諸国―との協約<sup>(6)</sup>の適用を受ける熱帯性農産物の輸出入に関連する側面である。

(註) 6、E E C条約第四部にもとずく連合協約である。その内容は、貿易制限の相互廃止と連合国に対するE E Cの金融・技術援助を二つの柱としている。最初の協定は六二年までで終了し、六三年から新協定が結ばれた。その内容については前掲「E E Cの発展と展望」五三頁参照。

順序は逆になるがまず後者についていえば、連合諸国からE E C域内への熱帯性農産物輸出にたいしては、関税ならびに数量規制を漸次徹廃ないし軽減し、第三国からの輸入にたいしては域外共通関税を課することによって、連合諸国に特惠を与えることになっている。もちろんこの関係は形式的にはともかく実質的に対等な国際分業関係ではありえない。連合諸国に特惠を供与するということは、かれらに依然として植民地的モノカルチャー体制を固定化することによって、域内で生産されえない熱帯性の農産物(ならびに鉱山物)を安価に確保し、共通農政が目指す農産物アウトルキ―を実現しようとすることを意味するにすぎないからである。それにしても、特定の熱帯産品産出地域がE E Cと特惠関係に入るとは、E E Cの輸入シェアが大きいだけに、過剰問題に当面している他の熱帯産品生産諸国の貿易をいっそう困難にする可能性は十分考えられるのである。

第 15 表 EEC の主要熱帯産品輸入

|         | からの連合<br>諸国占める割合 (%) |       | からの連合<br>諸国占める割合 (%) |       |
|---------|----------------------|-------|----------------------|-------|
|         | 1957年                | 1961年 | 1957年                | 1961年 |
| E E C 計 | 12.2                 | 12.1  | 100.0                | 100.0 |
| ベネルックス  | 13.9                 | 15.6  | 26.0                 | 28.6  |
| フランス    | 20.0                 | 20.0  | 61.3                 | 53.0  |
| 西ドイツ    | 4.2                  | 4.0   | 8.8                  | 10.1  |
| イタリア    | 3.4                  | 6.7   | 4.0                  | 8.4   |

(註) 主要熱帯産品とは、果実、コーヒー、ココア、茶、香料、採油用種子、油脂および木材である。

資料出所：U. N., Commodity Trade Statistics. Statistical Papers, series D.

を他のEEC五ヶ国にまで拡大することによって、フランスの植民地的支配から脱しようとする諸国をつなぎとめようとすることを意味している。

それに対して西ドイツは、必要な熱帯性農産物を主として中南米、アジア、イギリス系アフリカ諸国から輸入し、い  
わば、それとひきかえに工産物輸出を維持・拡大してきた。したがって西ドイツは、無条件には、すなわち連合諸国へ  
の工産物輸出拡大の保証をフランスから得られない限り、中南米等からの熱帯性産品輸入が連合諸国からのそれにとっ

もっとも旧協約期間の貿易の実績についてみるかぎりでは、EECの主要熱帯性産品輸入総額に占める連合諸国からの輸入割合は、一二%強で変化はみられず、特惠の効果は現われていないといつてよい(第15表参照)。その主たる理由は、EEC諸国が、旧アフリカ植民地からなる連合諸国を、農産物・原料の補給地として、あるいは商品輸出市場として集団的に支配するという原則では一致しえても、その具体的な方策に関しては各国独占資本のとりわけフランスと西ドイツの利害が鋭く対立せざるをえないという点にある。連合諸国は大半が旧フランス領植民地である。フランスの立場からいえば、連合協約にもとずいて特惠を供与することは、かつてフランスが与えていた特惠

て替えられるような特恵を認めることができないのである。このようなEEC各国間の、とくにフランスと西ドイツ独占資本の「低開発国」支配をめぐる対立が、連合諸国が享受するはずであった特恵を实质上無効にしたのである。<sup>(7)</sup>

(註) 7、たとえば西ドイツは、バナナに対して域外共通関税の適用範囲を縮小するような関税割当措置をとり、熱帯性木材に対しては関税の引下げを一部停止し、さらにコーヒー、ココア、茶に対しては、むしろ域外関税を引下げる措置をとった。(寺本光朗「欧州共同市場とアフリカ」『アジア・アフリカ研究』第二巻、第二号、二七頁。)

したがって、今後連合諸国のEEC向け農産物輸出がどのように推移するかは、フランスと西ドイツの対立と妥協がどのような帰趨をたどるか、また連合諸国がどこまでEECとの連合関係を継続していくかによって大きく左右され、単なる経済的な国際分業原理では律せられない問題である。しかし、協約の原則にしたがって、低開発国に対するEECの差別支配政策がジグザグな過程を経てであれ、進行するとすれば、その他の低開発国の輸出貿易に新たな複雑で困難な問題を生みだすことになるであろう。<sup>(8)</sup>

(註) 8、EECの対連合諸国特恵が実質的に効力を發揮する場合、予想される具体的な影響については、U. N., World Economic Survey, 1962. (Part I) Chapter IV. (p. 80—101) 参照。

このような熱帯産品問題に比べて、あるいははるかに深刻な影響を世界市場に与えると予想されるものは、直接にEEC共通農政の対象となる温帯性産品であろう。主としてフランス、オランダ、イタリアでは五〇年代後半に入ってから、強い農業保護政策のもとでの著しい生産力の発展によって、相対的過剰生産を生みだすにいたり、その結果、西ドイツを始めとする域内農産物需要の大半をそれによってカバーしうる状態にまで達した。そしてそれが、農業市場統合の主動力となったことはすでに指摘したところである。フランス、オランダは、相対的過剰生産という矛盾となって現

第16表 OEEC非加盟諸国からの農産物純輸入

|           | 1950 | 1951 | 1952 | 1953 | 1954 | 1955 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 競合産品(1)   | 100  | 92   | 90   | 87   | 83   | 93   |
| 一部競合産品(2) | 100  | 95   | 89   | 101  | 105  | 105  |
| 非競合産品(3)  | 100  | 104  | 108  | 119  | 122  | 126  |
| 計         | 100  | 95   | 92   | 97   | 98   | 103  |

(註) (1) 穀物、砂糖、肉、果実、野菜、バター、チーズ

(2) 羊毛、棉花、タバコ、油脂

(3) 茶、コーヒー、ココア、ジュート

資料出所：OEEC, Europe To-Day and in 1960, 1957.

Vol. II, p. 95.

それによっていっそう増産が刺激され、域内移出力を高めるであろう。そのみか共通農政は、共同基金からの輸出補

われた自国農業問題の解決の途を、域内への移出促進に求めたのであった。

そしてこのような傾向は、すでに共同市場成立以前から生じつつあったのである。西ヨーロッパ農業生産の回復と増産が急速に進むにつれて、域内農産物による域外輸入産物の代替過程が進行し、域外からの輸入は徐々に減少傾向をたどってきた（第16表参照）。しかし、この域内輸出の増加傾向も、各国々内農業保護のためのも固い保護壁と相対的に安価な域外諸国産品の強い競争力のために、やがて限界につきあたりざるをえなかった。かくして、過剰問題がますます深刻の度を深めてきたフランス、オランダは自国産物の域内輸出を確保すべく農産物共同市場の設立をはかったのである。

ところで共通農政の実施によって、域内市場は強力な課徴金制で保護され、その枠の中で世界価格よりはるかに高い水準で価格支持政策が実施されようとしている。域内統一価格の実施によって、これまで以上の価格が引上げられるフランスやオランダでは、

第17表 アメリカ農産物輸出の市場構成

—1960年—

|         | 全 世 界  | E E C | E F T A |
|---------|--------|-------|---------|
| 食 料     | 100.0% | 18.8% | 9.6%    |
| 動物性食品   | "      | 35.7  | 13.9    |
| 穀物      | "      | 16.1  | 15.3    |
| 実物の野菜   | "      | 15.2  | 18.9    |
| その他の食品  | "      | 18.1  | 27.2    |
| 飲料・タバコ  | "      | 18.7  | 43.0    |
| 原料(非食品) | "      |       |         |
| 原油      | "      | 29.3  | 15.3    |
| 木材      | "      | 41.5  | 11.8    |
| 繊維      | "      | 28.7  | 20.3    |
|         | "      | 36.0  | 12.9    |

(注) 二見昭「アメリカ農業の当面する問題」(「世界経済評論」6/1962.)

第18表 EEC の輸入動向、1957—61年 (指数、1957年=100)

|      |            | 1958 | 1959 | 1960 | 1961 |
|------|------------|------|------|------|------|
| 全商品  | E E C 輸入総額 | 93   | 100  | 118  | 129  |
|      | E E C 内輸入  | 96   | 107  | 130  | 151  |
|      | 第三国からの輸入   | 92   | 96   | 112  | 119  |
| 一次産品 | E E C 輸入総額 | 90   | 95   | 105  | 110  |
|      | E E C 内輸入  | 90   | 100  | 116  | 125  |
|      | 第三国からの輸入   | 90   | 93   | 102  | 106  |
| 工業製品 | E E C 輸入総額 | 98   | 107  | 137  | 159  |
|      | E E C 内輸入  | 98   | 109  | 136  | 163  |
|      | 第三国からの輸入   | 98   | 106  | 139  | 153  |

資料出所 U. N., Monthly Bulletin of Statistics, March 1963.

助金支出によって、世界市場への積極的な進出を志向しているのである。

このような共通農政の方向が実現されていく場合、大きな打撃を蒙るのは、いうまでもなくEECと直接的な競合関係にある温帯性農産物輸出国である。とりわけアメリカがそうである。アメリカは戦後一貫して、EEC諸国を自国の余剰農産物の最大の輸出市場としてきただけに、その影響は最も深刻である(第17表参照)。EECの保護主義の強化に対する対抗措置としての通商拡大法(六二年)、関税一括引下げ要求も、このようなEEC農政の進路をどこまでふさぎうるか疑問である。

第18表が示すように、EEC設立以後、EEC農産物輸入総額中に占める域内移入の割合は着実な速度で増大しつつある。それに反し、第三国からの輸入は、熱帯性産品を含めても、概して停滞きみである。六二年八月から実施された域外課徴金制が本格的に機能しだすにつれ、この傾向はいっそう促進される可能性が強い。やがてEEC農業が域外輸出余力を大幅に増すにいたれば、さなきだに長期・慢性的な恐慌現象を呈している世界農産物市場をいっそう圧迫し、農産物過剰処理をめぐる農業問題における対立の激化が、各帝国主義間の利害対立のますます重要な一環となる可能性が増大すると予想されるのである。